

徳島県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

鳥尻土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	中田正敏	中田正敏	阿南市那賀川町鳥尻六一五三
同	久米好仁		一四一七
同	浦田春雄		四七二
同	佐藤和明		六四
同	磯部茂彰		六一二二
同	岸本悦子		四四五二
同		中島広紀	六二六
同		岸本俊彦	四六二
同		近藤多加子	四三三二
同		岡本正美	五一八
同		太田茂	四三一
監事	太田茂		四三一
同	藤岡哲		一七三
同		岸本正徳	四六七
同		酒本英治	六九六
同		中田博子	三七九二